

## 5. 教職課程の履修要領

美術工芸学部における教育職員免許状取得希望者は、本学を卒業するために必要な単位を修得し、かつ、取得できる免許状と免許教科の種類に応じ、以下に示す全学教育科目、教科及び教科の指導法に関する科目（「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」）及び教育の基礎的理解に関する科目等（「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」）について、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。

免許状の種類	免許教科	基礎資格	最低修得単位数		
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	※ 大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種免許状	美術	学士の学位を有する者	28	27	4
高等学校教諭一種免許状	美術	学士の学位を有する者	24	23	12
	工芸		24	23	12

※ 本学における「大学が独自に設定する科目」の所要単位は、上記の最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位をもって充てる。

### 1 全学教育科目

- 「日本国憲法」2単位必修
- 「コンピュータ情報論」2単位必修
- 下記の外国語科目10科目の中から1科目（2単位）選択必修
  - 「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」
  - 「独語Ⅰ」「独語Ⅱ」
  - 「仏語Ⅰ」「仏語Ⅱ」
  - 「伊語Ⅰ」「伊語Ⅱ」
  - 「中国語Ⅰ」「中国語Ⅱ」
- 「健康・運動科目」2単位必修（実技科目を含むこと。）

### 2 教科及び教科の指導法に関する科目

#### (1) 教科に関する専門的事項

免許状の種類		中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状					
免許教科		美術					
専攻等		絵画		彫刻	芸術学	デザイン	工芸
		日本画	油画				
教科に関する専門的事項	絵画	11～	12～	3	7	5	5
	彫刻	2	2	12～	4～	4	3
	デザイン	4	4	3	4～	12～	4
	※ 工芸	6	6	4	4～	4	12～
	美術理論及び美術史	8～	8～	10～	14～	8～	8～

※ 教科に関する専門的事項の「工芸」は、中学校教諭一種免許状のみ。

※ 各専攻等の指定科目を履修すること。

免許状の種類		高等学校教諭一種免許状
免許教科		工芸
専攻等		工芸
教科に関する専門的事項	図法及び製図	4
	デザイン	4
	工芸制作	12～
	工芸理論 デザイン理論 及び美術史	20～

- 美術理論（一般芸術学、美学、芸術学、芸術心理学のうち1科目必修）
- 美術史（日本美術史、東洋美術史の2科目と、西洋美術史A、西洋美術史Bのうち1科目の合計3科目必修）
- 図法及び製図（図法及び製図A及びBの2科目4単位必修）
- 工芸理論（工芸史必修）
- デザイン理論（デザイン史必修）

(2) 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

授業科目 免許状の種類と 免許教科		美術科教育法 I	美術科教育法 II	美術科教育法 III	工芸科教育法
		中学校教諭一種免許状	美術	2	4
高等学校教諭一種免許状	美術	2	4	(2)	—
	工芸	—	—	—	4

- ※ 中学校教諭一種免許状における「美術科教育法 I、II、III」は必修科目
- ※ 高等学校教諭一種免許状における「美術科教育法 III」は選択科目

### 3 教育の基礎的理解に関する科目

授業科目 免許状の種類と 免許教科		教育 原理	教 職 論	教育 行政	教育 心理学	特別 支援 教育	教育 課程
中学校教諭 一種免許状	美術	2	2	2	2	2	2
高等学校教諭 一種免許状	美術	2	2	2	2	2	2
	工芸	2	2	2	2	2	2

### 4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

授業科目 免許状の種類と 免許教科		道徳の 理論 及び 指導 法	指 導 法 総合 的な 学習 の 時間 の 指 導 法	特 別 活 動	教 育 方 法	生徒 ・ 進 路 指 導 論	学校 カ ウ ン セ リ ン グ
中学校教諭 一種免許状	美術	2	2	2	2	2	2
高等学校教諭 一種免許状	美術	—	2	2	2	2	2
	工芸	—	2	2	2	2	2

### 5 教育実践に関する科目

授業科目 免許状の種類と 免許教科		教育 実習 (長期)	教育 実習 (短期)	教 職 実 践 演 習
中学校教諭 一種免許状	美術	5	—	2
高等学校教諭 一種免許状	美術	—	3	2
	工芸	—	3	2

#### ※ 教育実習の履修要件

「教育実習」を履修するまでに、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の所要単位を修得していなければならない。

## 履修方法

科目コード	履修年次 授業科目	1	2	3	4	備 考
		年次	年次	年次	年次	
61021	教 育 原 理	○				
61057	教 職 論	○				
610//	特 別 支 援 教 育	○				
61022	教 育 心 理 学		○			
61023	教 育 方 法		○			
61025	教 育 行 政		○			
61026	学 校 カ ウ ン セ リ ン グ			○		
61027	教 育 課 程		○			
610//	生 徒 ・ 進 路 指 導 論		○			
61051	美 術 科 教 育 法 I		○			
61052	美 術 科 教 育 法 II			○		
61053	美 術 科 教 育 法 III				○	
61032	工 芸 科 教 育 法			○		美術科教育法 I、II を履修済みか履修中であること。
610//	総合的な学習の時間の指導法			○		
610//	道徳の理論及び指導法			○		
61035	特 別 活 動			○		
610//	教 育 実 習 ( 長 期 )				○	教育実習の履修条件をみたしていること。
610//	教 育 実 習 ( 短 期 )				○	教育実習の履修条件をみたしていること。
610//	教 職 実 践 演 習				○	教育実習を終えていること。

## 履修上の注意

### 1. 履修要件

- (1) 「教育方法」「教育行政」「教育課程」「美術科教育法」「総合的な学習の時間の指導法」「道徳の理論及び指導法」「特別活動」を受講するには「教育原理」「教職論」を履修済みでなければならない。ただし、下記の事由に該当せず不可の場合は受講することができる。
- (2) 「学校カウンセリング」「生徒・進路指導論」を受講するには「教育心理学」を履修済みでなければならない。ただし、下記の事由に該当せず不可の場合は受講することができる。

#### 記

- ① 出席日数の不足
- ② レポート等の課題の未提出
- ③ 試験の放棄

### 2. 介護等体験実習

中学校教諭一種免許状取得希望者は、「介護等体験実習」を7日間（特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間）行わなければならない。

## 教職課程の履修要領

音楽学部における教育職員免許状取得希望者は、本学を卒業するために必要な単位を修得し、かつ、取得できる免許状と免許教科の種類に応じ、以下に示す全学教育科目、教科及び教科の指導法に関する科目（「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」）及び教育の基礎的理解に関する科目等（「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」）について、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。

免許状の種類	免許教科	基礎資格	最低修得単位数		
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	※ 大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種免許状	音楽	学士の学位を有する者	28	27	4
高等学校教諭一種免許状	音楽	学士の学位を有する者	24	23	12

※ 本学における「大学が独自に設定する科目」の所要単位は、上記の最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位をもって充てる。

### 1 全学教育科目

- 「日本国憲法」2単位必修
- 「コンピュータ情報論」2単位必修
- 下記の外国語科目10科目の中から1科目（2単位）選択必修
  - 「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」
  - 「独語Ⅰ」「独語Ⅱ」
  - 「仏語Ⅰ」「仏語Ⅱ」
  - 「伊語Ⅰ」「伊語Ⅱ」
  - 「中国語Ⅰ」「中国語Ⅱ」
- 「健康・運動科目」2単位必修（実技科目を含むこと）

### 2 教科及び教科の指導法に関する科目

#### (1) 教科に関する専門的事項

免許状の種類		中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状								
免許教科		音楽								
専攻		音楽表現					音楽文化		琉球芸能	
コース		声楽	ピアノ	弦楽	管打楽	作曲理論	沖縄文化	音楽学	琉球古典音楽	琉球舞踊組踊
教科に関する専門的事項	ソルフェージュ	4～								
	声楽	8～	4～							
	器楽	8～	14～	16～	8～	6～	11～	7～		
	指揮法	2～								
	音楽理論等	14～			12～	16～	12～			

\* 各専攻・コースの指定科目を履修し、表記の最低単位数以上を修得すること。

(2) 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

授業科目		音楽科教育法 I	音楽科教育法 II	音楽科教育法 III
免許状の種類と免許教科				
中学校教諭一種免許状	音楽	2	4	2
高等学校教諭一種免許状	音楽	2	4	(2)

※中学校教諭一種免許状における「音楽科教育法 I、II、III」は必修科目  
 高等学校教諭一種免許状における「音楽科教育法 III」は選択科目

### 3 教育の基礎的理解に関する科目

授業科目		教育原理	教職論	教育行政	教育心理学	特別支援教育	教育課程
免許状の種類と免許教科							
中学校教諭一種免許状	音楽	2	2	2	2	2	2
高等学校教諭一種免許状	音楽	2	2	2	2	2	2

### 4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

授業科目		道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動	教育方法	生徒・進路指導論	学校カウンセリング
免許状の種類と免許教科							
中学校教諭一種免許状	音楽	2	2	2	2	2	2
高等学校教諭一種免許状	音楽	—	2	2	2	2	2

## 5 教育実践に関する科目

授業科目		教育実習（長期）	教育実習（短期）	教職実践演習
免許状の種類と 免許教科				
中学校教諭 一種免許状	音楽	5	—	2
高等学校教諭 一種免許状	音楽	—	3	2

### ※ 教育実習の履修要件

「教育実習」を履修するまでに、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の所要単位を修得していなければならない。

### 履修方法

科目コード	履修年次				備 考	
	授業科目	1年次	2年次	3年次		4年次
61021	教 育 原 理	○				
61057	教 職 論	○				
610//	特 別 支 援 教 育	○				
61022	教 育 心 理 学		○			
61023	教 育 方 法		○			
61025	教 育 行 政		○			
61026	学 校 カ ウ ン セ リ ン グ			○		
61027	教 育 課 程		○			
610//	生 徒 ・ 進 路 指 導 論		○			
61054	音 楽 科 教 育 法 I		○			
61055	音 楽 科 教 育 法 II			○		
61056	音 楽 科 教 育 法 III				○	
610//	総合的な学習の時間の指導法			○		
610//	道徳の理論及び指導法			○		
61035	特 別 活 動			○		
610//	教 育 実 習 （ 長 期 ）				○	教育実習の履修条件をみたしていること。
610//	教 育 実 習 （ 短 期 ）				○	教育実習の履修条件をみたしていること。
610//	教 職 実 践 演 習				○	教育実習を終えていること。

## 履修上の注意

### 1. 履修要件

- (1) 「教育方法」「教育行政」「教育課程」「美術科教育法」「総合的な学習の時間の指導法」「道徳の理論及び指導法」「特別活動」を受講するには「教育原理」「教職論」を履修済みでなければならない。ただし、下記の事由に該当せず不可の場合は受講することができる。
- (2) 「学校カウンセリング」「生徒・進路指導論」を受講するには「教育心理学」を履修済みでなければならない。ただし、下記の事由に該当せず不可の場合は受講することができる。

#### 記

- ① 出席日数の不足
- ② レポート等の課題の未提出
- ③ 試験の放棄

### 2. 介護等体験実習

中学校教諭一種免許状取得希望者は、「介護等体験実習」を7日間（特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間）行わなければならない。

## 沖縄県立芸術大学造形芸術研究科履修規程 (平成26年3月20日評議会決定)

一部改正 平成26年12月19日 平成27年3月20日  
平成28年3月17日 平成29年1月25日  
平成30年3月22日 平成31年1月31日

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則に定めるもののほか、造形芸術研究科（以下「研究科」という。）の授業科目の種類、単位、履修方法その他必要な事項を定めるものとする。

(研究指導)

**第2条** 研究科の学生（以下「学生」という。）は、在学期間中は研究科に設けられている専修及び研究室に所属する指導教員及び担当教員の研究指導を受けなければならない。

2 専修及び研究室の種類は別表第1のとおりとする。

(研究計画)

**第3条** 学生は、毎学年度始めの所定の期日までに、研究実施計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

(授業科目、単位数及び履修方法)

**第4条** 研究科における授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第2に定めるとおりとする。

2 学生は、前項に定める当該専攻の授業科目のうちから、必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。

(履修登録)

**第5条** 学生は、毎学年度（前期及び後期）の定められた期間内に、指導教員及び担当教員の指導を受けて履修する授業科目を決定し、教務学生課に届け出なければならない。この手続きを履修登録という。

2 臨時に開設される授業科目の履修登録については、その都度公示する期間内において行うものとする。

(成績評価の基準)

**第6条** 授業科目の成績評価基準は、次のとおりとする。

評語	評点	基準
優	85～100点	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。
良	70～84点	到達目標を概ね達成している。
可	60～69点	到達目標を最低限度達成している。
不可	59点以下	到達目標を達成していない。
		履修放棄又は受験放棄

(修士作品又は修士論文の提出)

**第7条** 修士作品又は修士論文の提出は、研究科に1年以上在学し、第4条に定める履修方法により、2年次修了時まで30単位以上を修得見込みの者に限るものとする。ただし、優れた研究業績をあげたと研究科委員会が認めた者の在学要件については、大学院学則第28条ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 修士作品又は修士論文を提出しようとする学生は、指導教員の承認を得て、あらかじめ研究科長が指定する期日までに、学位審査申請書(第2号様式)により申請しなければならない。
- 3 休学又は留学している学期は、前項に規定する申請を行うことができない。
- 4 修士作品又は修士論文は、指導教員の承認を得て、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。
- 5 提出する修士作品又は修士論文については、次のとおりとする。

生活造形専攻	工芸専修	染研究室	修士作品
		織研究室	修士作品又は修士論文
		陶磁器研究室	修士作品
		漆工研究室	
デザイン専修		修士作品又は修士論文	
環境造形専攻	絵画専修		修士作品
	彫刻専修		
比較芸術学専攻	比較芸術学専修		修士論文

(修士作品又は修士論文の審査及び最終試験)

**第8条** 修士作品又は修士論文の審査及び最終試験は、沖縄県立芸術大学学位規程第6条の定めるところにより、研究科委員会が行う。

- 2 修士作品又は修士論文の審査基準並びに最終試験の方法及び審査基準は、研究科長が別に定める。
- 3 特別の事情により修士作品又は修士論文の審査及び最終試験を受けることができなかった者は、その理由を付して修士作品又は修士論文の追審査及び追試験を願い出ることができる。
- 4 研究科長は、前項の願い出があった者については、研究科委員会の議を経て修士作品又は修士論文の追審査及び追試験を行うことができる。
- 5 第4条に定める修了要件の30単位を修得するに至らず、又は最終試験に合格しなかった場合の当該提出作品又は論文は、修士作品又は修士論文として取り扱わない。

(教職課程)

**第9条** 大学院学則第30条の規定に基づき、専修免許状取得希望者のために、本学大学院に教職課程を置く。

- 2 専修免許状を取得するには、次の各号に規定する条件を満たさなければならない。
  - (1) 修士の学位を有すること、又は大学院に1年以上在学し30単位以上を修得すること。
  - (2) 学部において当該教科等の1種免許状を取得済みであること。
- 3 専修免許状取得に必要な修得すべき科目、単位数及び履修方法は別表第3に定めると

おりとする。

- 4 学部で美術・工芸の1種免許状を未取得の学生は、学部開設の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目の中から原則として7単位に限り履修することができる。ただし、研究科長が研究科委員会の議を経て認めた場合は、7単位を超えて履修することができる。

(学芸員資格)

- 第10条** 学芸員資格取得希望者は、学部開設の博物館学課程の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(美術工芸学部履修規程の準用)

- 第11条** この規程に定めるもののほか、造形芸術研究科の履修に関する取り扱いについては、沖縄県立芸術大学美術工芸学部履修規程第3条（授業の方法）、第5条（授業科目の公示）、第7条（履修登録の制限）、第10条（出席。ただし、第6項第(4)号を除く。）、第11条（試験）、第12条（追試験）、第13条（再試験）、第14条（履修の要件）、第16条（再登録）の規定を準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、第7条第3項中「専攻」とあるのは「専修」と、第10条第4項中「学部長」とあるのは「研究科長」と、第16条第2項中「学則第31条」とあるのは「大学院学則第27条」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条の規定は、平成27年度以降に入学する学生に適用し、平成26年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第9条の規定は、平成27年度以降に入学する学生に適用し、平成26年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成28年3月17日評議会）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第2条、第4条、第7条及び第9条の規定は、平成28年度以降に入学する学生に適用し、平成27年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成29年1月25日評議会）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条の規定は、平成29年度以降に入学する学生に適用し、平成28年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成30年3月22日学長決裁）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成31年1月31日学長決裁）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条第1項並びに第9条第3項及び第4項の規定は、平成31年度以降に

入学する学生に適用し、平成30年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

■別表第1（第2条関係）

研究室一覧

生活造形専攻	工芸専修	染研究室
		織研究室
		陶磁器研究室
		漆工研究室
	デザイン専修	視覚伝達デザイン研究室
		生活環境デザイン研究室
環境造形専攻	絵画専修	油画研究室
		日本画研究室
	彫刻専修	彫刻研究室
比較芸術学専攻	比較芸術学専修	美学・芸術学研究室
		美術史研究室
		民族芸術文化学研究室

■別表第2（第4条関係）専攻別教育課程表

生活造形専攻

工芸専修

履修区分	研究室	授 業 科 目	単 位	履修年次	最低履修単位
必修	染	染研究Ⅰ ★	12	1	30単位以上
		染研究Ⅱ ★	12	2	
		論文演習	2	1	
	織	織研究Ⅰ ★	12	1	
		織研究Ⅱ ★	12	2	
		論文演習	2	1	
	陶磁器	陶磁器研究Ⅰ ★	12	1	
		陶磁器研究Ⅱ ★	12	2	
		論文演習	2	1	
	漆工	漆工研究Ⅰ ★	12	1	
		漆工研究Ⅱ ★	12	2	
		論文演習	2	1	
選択		関連科目から	4	1～2	

### デザイン専修

履修区分	研究室	授業科目	単位	履修年次	最低履修単位
必修	視覚伝達デザイン	視覚伝達デザイン研究ⅠA ★	6	1	30単位以上
		視覚伝達デザイン研究ⅠB ★	6	1	
		視覚伝達デザイン研究ⅡA ★	6	2	
		視覚伝達デザイン研究ⅡB ★	6	2	
		論文演習	2	1	
	生活環境デザイン	生活環境デザイン研究ⅠA ★	6	1	
		生活環境デザイン研究ⅠB ★	6	1	
		生活環境デザイン研究ⅡA ★	6	2	
		生活環境デザイン研究ⅡB ★	6	2	
		論文演習	2	1	
選択		関連科目から	4	1～2	

### 環境造形専攻

#### 絵画専修

履修区分	授業科目	単位	履修年次	最低履修単位
必修	絵画研究Ⅰ ★	12	1	30単位以上
	絵画研究Ⅱ ★	12	2	
	論文演習	2	1	
選択		関連科目から	4	

#### 彫刻専修

履修区分	授業科目	単位	履修年次	最低履修単位
必修	彫刻研究Ⅰ ★	12	1	30単位以上
	彫刻研究Ⅱ ★	12	2	
	論文演習	2	1	
選択		関連科目から	4	



自由	染課題演習	☆	(環境造形専攻のみ)	2	1~2	(修了単位に算入されない。) (注) 1. 登録にあたっては事前に各担当研究室に相談すること。 (注) 2. 提供専修の学生は登録できない。ただし、教育・学術交流協定大学との単位互換の場合は可能。
	織課題演習	☆		2	1~2	
	陶磁器課題演習	☆		2	1~2	
	漆工課題演習	☆		2	1~2	
	デザイン課題演習	☆△		2	1~2	
	絵画課題演習	☆△		2	1~2	
	彫刻課題演習	☆△		2	1~2	

(注) (芸) は比較芸術学専修提供科目 (デ) はデザイン専修提供科目  
(彫) は彫刻専修提供科目 (比) は博士課程比較芸術学研究領域提供科目

## 比較芸術学専攻

### 比較芸術学専修

履修区分	授業科目	単位	履修年次	最低履修単位		
選択	比較美学研究A	☆△	2	1~2	14	30単位以上
	比較美学研究B	☆△	2	1~2		
	比較芸術学特殊研究A	☆△	2	1~2		
	比較芸術学特殊研究B	☆△	2	1~2		
	日本芸術批評史研究A	☆△	2	1~2		
	日本芸術批評史研究B	☆△	2	1~2		
	東洋芸術批評史研究A	☆△	2	1~2		
	東洋芸術批評史研究B	☆△	2	1~2		
	西洋芸術批評史研究A	☆△	2	1~2		
	西洋芸術批評史研究B	☆△	2	1~2		
	比較工芸史研究		2	1~2		
	民族芸術文化学研究A		2	1~2		
	民族芸術文化学研究B		2	1~2		
	日本芸術文化学研究A		2	1~2		
	日本芸術文化学研究B		2	1~2		
	東洋芸術文化学研究A		2	1~2		
	東洋芸術文化学研究B		2	1~2		
	民族芸術文化史特論		2	1~2		
	芸術学特殊演習A		2	1~2		
	芸術学特殊演習B		2	1~2		

	比較美学特殊演習Ⅰ	☆△	4	1	
	比較美学特殊演習Ⅱ	☆△	4	2	
	比較芸術学特殊演習Ⅰ		4	1	
	比較芸術学特殊演習Ⅱ		4	2	
	日本美術史特殊演習Ⅰ	☆△	4	1	
	日本美術史特殊演習Ⅱ	☆△	4	2	
	東洋美術史特殊演習Ⅰ	☆△	4	1	
	東洋美術史特殊演習Ⅱ	☆△	4	2	
	西洋美術史特殊演習Ⅰ	☆△	4	1	
	西洋美術史特殊演習Ⅱ	☆△	4	2	
	民族芸術文化学特殊演習Ⅰ		4	1	
	民族芸術文化学特殊演習Ⅱ		4	2	
	日本芸術文化学特殊演習Ⅰ		4	1	
	日本芸術文化学特殊演習Ⅱ		4	2	
	東洋芸術文化学特殊演習Ⅰ		4	1	
	東洋芸術文化学特殊演習Ⅱ		4	2	
必修	課題研究Ⅰ		2	2	4
	課題研究Ⅱ		2	2	
選択	関連科目から		4	1~2	4



■別表第3 (第9条関係)

教職課程表

専修免許状	授業科目 (別表第2に表示)	必要 単位数	生活造形専攻		環境造形 専攻	比較芸術学 専攻
			工芸 専修	デザイン 専修	絵画・彫刻 専修	比較芸術学 専修
中学校教諭専修免許状 (美術)	各専修教職必修科目 (★)	24	24	24	24	0
	各専修教職選択科目 (☆)		22	20	28	58
高等学校教諭専修免許状 (美術)	各専修教職必修科目 (★)	24	-	24	24	0
	各専修教職選択科目 (△)		-	26	26	58
高等学校教諭専修免許状 (工芸)	各専修教職必修科目 (★)	24	24	-	-	-
	各専修教職選択科目 (■)		22	-	-	-

(注) 生活造形専攻及び環境造形専攻においては、教職選択科目も履修することが望ましい。(第9条参照)

第1号様式 (第3条関係)

## 研究実施計画書

平成 年 月 日

学 生	造形芸術研究科	専 攻 専 修	学生番号	
			氏 名	
学位論文等の別 (右記のいずれかに○をする。)		修士作品 ・ 修士論文		
指導教員	⑩		担当教員	⑩
指導補助教員	※		※	
<b>(1) 研究実施計画</b>				
① 研究テーマ				
② 研究目的 (研究の背景、芸術、学術的な特色や独創性等を踏まえ記入する。)				
③ 研究計画・方法 (研究目的を達成するための計画・方法を年度に分けて記入する。)				

研究実施計画は教員の指導を受けて学生が記入する。

※欄は、必要な場合に記入する。

## (2) 研究指導計画

年度に分けて具体的に記入する。

研究指導計画は指導教員が作成する。

(注意)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を補うこと。
2. 5月末までに研究科長（教務学生課）に提出すること。

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

大学院造形芸術研究科長 殿

専修 研究室  
学生番号  
氏名

## 学位審査申請書

「修士作品」または「修士論文」の「題目」を下記のとおり申請いたします。

専 修	研 究 室
指 導 教 員	担 当 教 員
印	印
「修士作品」または「修士論文」の題目	

沖縄県立芸術大学音楽芸術研究科履修規程  
(平成26年3月20日評議会決定)

改正 平成27年3月20日  
平成30年3月22日  
平成31年3月20日

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則に定めるもののほか、音楽芸術研究科（以下「研究科」という。）の授業科目の種類、単位、履修方法その他必要な事項を定めるものとする。

(研究指導)

**第2条** 研究科の学生（以下「学生」という。）は、在学期間中は研究科に設けられている専修及び研究室に所属する指導教員及び担当教員の研究指導を受けなければならない。

2 専修及び研究室の種類は別表第1のとおりとする。

(研究計画)

**第3条** 学生は、毎学年度始めの所定の期日までに、研究実施計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

(授業科目、単位数及び履修方法)

**第4条** 研究科における授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第2に定めるとおりとする。

2 学生は、前項に定める当該専攻の授業科目のうちから、必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。

3 他研究科開設科目のうち、履修可能な授業科目は別表第3のとおりである。

(履修登録)

**第5条** 学生は、毎学年度（前期及び後期）の定められた期間内に、指導教員及び担当教員の指導を受けて履修する授業科目を決定し、教務学生課に届け出なければならない。この手続きを履修登録という。

2 臨時に開設される授業科目の履修登録については、その都度公示する期間内において行うものとする。

3 休学によって通年科目の履修が半期で中断した場合には、復学後に残りの半期を履修して成績評価を出すこととする。

(成績評価の基準)

**第6条** 授業科目の成績評価基準は、次のとおりとする。

評語	評点	基準
優	85～100点	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。
良	70～84点	到達目標を概ね達成している。

可	60～69点	到達目標を最低限度達成している。
不可	59点以下	到達目標を達成していない。
		履修放棄又は受験放棄

(修士論文等の提出)

**第7条** 「修士演奏及び副論文」、修士論文又は「修士作品及び副論文」(以下「修士論文等」という。)の提出は、研究科に1年以上在学し、第4条に定める履修方法により、2年次修了時まで30単位以上を修得見込みの者に限るものとする。ただし、優れた研究業績をあげたと研究科委員会が認めた者の在学要件については、大学院学則第28条ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 修士論文等を提出しようとする学生は、指導教員の承認を得て、あらかじめ研究科長が指定する期日までに、学位審査申請書(第2号様式)により申請しなければならない。
- 3 休学中(海外留学を含む)であっても、その年度で修士論文等の提出を行う者は、期日までに学位審査申請書を提出することとする。
- 4 指導教員の承認を得たうえで、修士演奏は、指定された期日に演奏し、修士論文、修士作品及び副論文は、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。
- 5 提出する修士論文等については、次のとおりとする。

舞台芸術専攻		修士演奏及び副論文
演奏芸術専攻		
音楽学専攻	音楽学専修	修士論文
	作曲専修	修士作品及び副論文

(修士論文等の審査及び最終試験)

**第8条** 修士論文等の審査及び最終試験は、沖縄県立芸術大学学位規程第6条の定めるところにより、研究科委員会が行う。

- 2 修士論文等の審査基準並びに最終試験の方法及び審査基準は、研究科長が別に定める。
- 3 特別の事情により修士論文等の審査及び最終試験を受けることができなかつた者は、その理由を付して修士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。
- 4 研究科長は、前項の願い出があつた者については、研究科委員会の議を経て修士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

(教職課程)

**第9条** 大学院学則第30条の規定に基づき、専修免許状取得希望者のために、本学大学院に教職課程を置く。

- 2 専修免許状を取得するには、次の各号に規定する条件を満たさなければならない。
  - (1) 修士の学位を有すること、又は大学院に1年以上在学し30単位以上を修得すること。
  - (2) 学部において当該教科等の1種免許状を取得済みであること。
- 3 専修免許状取得に必要な修得すべき科目、単位数及び履修方法は別表第4に定めるとおりとする。
- 4 学部で音楽の1種免許状を未取得の学生は、学部開設の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目の中から原則として7単位に限り履修する

ことができる。ただし、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目を7単位の範囲内で履修することにより、音楽の1種免許状に必要なすべての単位数が満たされる場合に限って認められる。

(学芸員資格)

**第10条** 学芸員資格取得希望者は、学部開設の博物館学課程の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(音楽学部履修規程の準用)

**第11条** この規程に定めるもののほか、音楽芸術研究科の履修に関する取り扱いについては、沖縄県立芸術大学音楽学部履修規程第3条（授業の方法）、第5条（授業科目の公示）、第7条（履修登録の制限）、第10条（出席。ただし、第6項第(4)号を除く。）、第11条（試験）、第12条（追試験）、第13条（再試験）、第14条（履修の要件）、第16条（再登録）の規定を準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、第7条第3項中「専攻・コース」とあるのは「専修」と、第10条第4項中「学部長」とあるのは「研究科長」と、第16条第2項中「学則第31条」とあるのは「大学院学則第27条」と読み替えるものとする。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月22日学長決裁）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第2条及び第4条の規定は、平成30年度以降に入学する学生について適用し、平成29年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

**附 則**（平成31年3月20日学長決裁）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第9条第4項の規定は、平成31年度以降に入学する学生に適用し、平成30年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

■別表第1（第2条関係）

研究室一覧

舞台芸術専攻	琉球古典音楽専修	琉球古典音楽研究室
	琉球舞踊組踊専修	組踊研究室
		琉球舞踊研究室
演奏芸術専攻	声乐専修	声乐研究室
	ピアノ専修	ピアノ研究室
	管弦打楽専修	弦楽研究室
		管打楽研究室
音楽学専攻	音楽学専修	音楽史研究室
		民族音楽学研究室
		舞踊芸能論研究室
	作曲専修	作曲研究室

## ■別表第2(第4条関係) 専攻別教育課程表

### ■表のみかた、および履修上の注意事項

1. 科目名の尾部にローマ数字（Ⅰ～Ⅱ）のあるものは、すべて段階的に履修しなければならない科目である。
2. 既に履修し単位を取得した授業科目は、再度登録することはできない。
3. 表中、単位数について「～4」のように書かれているものは、その単位数までを当該科目の履修単位として認めるという意味である。  
また、同様に「4～」は修了要件単位として取得しなければならない最低の単位であり、これ以上を履修しなければならない。
4. ★は教職必修科目、☆は教職選択科目である。
5. 授業科目の内、学部開設科目については、あらかじめ指導教員及び担当教員の指導を受けてから履修する授業科目を決定すること。

### 舞台芸術専攻 琉球古典音楽専修

履修区分	授業科目名		授業区分	1年次		2年次		修得単位数	
				前期	後期	前期	後期	小計	合計
必修科目	琉球古典音楽研究Ⅰ	★	実技	8				18	30
	琉球古典音楽研究Ⅱ	★	実技			8			
	課題演習	☆	演習			2			
選択必修科目	創作演習		演習	2				8	
	琉球音楽論研究		講義	4					
	琉球楽劇論研究	☆	講義	4					
	論文作成法		講義	2					
選択科目	舞台制作研究		演習	2				4	
	能楽研究		講義	2（前期）					
	日本音楽史研究	★	講義	4					
	民俗芸能論研究		講義	4					
	アートマネジメント演習		演習	2					
	民族音楽学研究		講義	4					
自由科目	声楽実技演習	★	実技	2					
	器楽実技演習	★	実技	2					
	学部開設科目			～4					

### 舞台芸術専攻 琉球舞踊組踊専修

履修区分	授業科目名		授業区分	1年次		2年次		修得単位数	
				前期	後期	前期	後期	小計	合計
必修科目	琉球舞踊組踊研究Ⅰ	★	実技	8				18	30
	琉球舞踊組踊研究Ⅱ	★	実技			8			
	課題演習		演習			2			
選択必修科目	舞踊組踊創作演習		演習	2				8	
	琉球舞踊論研究		講義	4					
	琉球楽劇論研究		講義	4					
	論文作成法		講義	2					
選択科目	舞台制作研究		演習	2				4	
	能楽研究		講義	2（前期）					
	民俗芸能論研究	★	講義	4					
	アートマネジメント演習		演習	2					
	民族舞踊学研究		講義	4					
自由科目	声楽実技演習	★	実技	2					
	器楽実技演習	★	実技	2					
	学部開設科目			～4					

演奏芸術専攻 声楽専修

履修区分	授業科目名		授業区分	1年次		2年次		修得単位数	
				前期	後期	前期	後期	小計	合計
必修科目	声楽研究Ⅰ	☆	実技	4				20	30
	声楽研究Ⅱ	☆	実技			6			
	オペラ総合実習A-Ⅰ	☆	実技	3					
	オペラ総合実習A-Ⅱ	☆	実技			3			
	協奏曲研究	★	実技	2					
	課題演習	★	演習			2			
選択必修科目	西洋音楽史研究	☆	講義	4				4	
	楽曲分析研究		講義		2				
	論文作成法	☆	講義	2					
選択科目	声楽特殊研究A	☆	実技		2			6	
	声楽特殊研究B	☆	実技			2			
	アートマネジメント演習		演習	2					
	舞台制作研究		演習	2					
	コンピュータ音楽応用研究		演習	2					
	楽曲構造特殊研究		講義	2 (前期)					
	音楽様式論		講義	4					
	音楽学特殊研究A		講義	2 (後期)					
	音楽学特殊研究B		講義	2 (前期)					
自由科目	学部開設科目		～4						

演奏芸術専攻 ピアノ専修

履修区分	授業科目名		授業区分	1年次		2年次		修得単位数	
				前期	後期	前期	後期	小計	合計
必修科目	ピアノ研究Ⅰ	☆	実技	6				18	30
	ピアノ研究Ⅱ	☆	実技			8			
	協奏曲研究	★	実技	2					
	課題演習	★	演習			2			
選択必修科目	西洋音楽史研究	☆	講義	4				4	
	楽曲分析研究		講義		2				
	論文作成法	☆	講義	2					
選択科目	ピアノ特殊研究	☆	実技	2			8		
	声楽曲伴奏法	☆	実技	2					
	室内楽実習Ⅰ	☆	実技	2					
	アートマネジメント演習		演習	2					
	コンピュータ音楽応用研究		演習	2					
	楽曲構造特殊研究		講義	2 (前期)					
	音楽様式論		講義	4					
	音楽学特殊研究A		講義	2 (後期)					
音楽学特殊研究B		講義	2 (前期)						
自由科目	学部開設科目		～4						

演奏芸術専攻 管弦打楽専修

履修区分	授業科目名		授業区分	1年次		2年次		修得単位数	
				前期	後期	前期	後期	小計	合計
必修科目	管弦打楽研究Ⅰ	☆	実技	6				20	30
	管弦打楽研究Ⅱ	☆	実技			6			
	オーケストラ研究Ⅰ	☆	実技	2					
	オーケストラ研究Ⅱ	☆	実技			2			
	協奏曲研究	★	実技	2					
	課題演習	★	演習			2			
選択必修科目	西洋音楽史研究	☆	講義	4				4	
	楽曲分析研究	☆	講義		2				
	論文作成法	☆	講義	2					
選択科目	管弦打楽特殊研究	☆	講・実	2				6	
	室内楽実習Ⅰ	☆	実技	2					
	室内楽実習Ⅱ		実技			2			
	コンピュータ音楽応用研究		演習	2					
	楽曲構造特殊研究		講義	2 (前期)					
	アートマネジメント演習		演習	2					
	音楽様式論		講義	4					
	音楽学特殊研究A		講義	2 (後期)					
	音楽学特殊研究B		講義	2 (前期)					
自由科目	学部開設科目			～ 4					

音楽学専攻 音楽学専修

履修区分	授業科目名		授業区分	1年次		2年次		修得単位数	
				前期	後期	前期	後期	小計	合計
必修科目	演習Ⅰ	☆	演習	6				16	30
	演習Ⅱ	☆	演習			6			
	原典講読	☆	講義			4			
選択必修科目	民族音楽学研究	☆	講義			4		4～8	
	琉球音楽論研究		講義			4			
	民族舞踊学研究	☆	講義			4			
	民俗芸能論研究	☆	講義			4			
	西洋音楽史研究	☆	講義			4			
	日本音楽史研究	☆	講義			4			
選択科目	課題研究		講義	2・2 (前期・後期)				6～10	
	音楽様式論		講義			4			
	音楽学特殊研究A		講義	2 (後期)					
	音楽学特殊研究B		講義	2 (前期)					
	琉球楽劇論研究		講義			4			
	琉球舞踊論研究		講義			4			
	能楽研究		講義	2 (前期)					
	アートマネジメント演習		演習	2					
	楽曲分析研究		講義		2				
	コンピュータ音楽応用研究		演習	2					
	楽曲構造特殊研究		講義	2 (前期)					
	他研究科開設科目								
自由科目	声楽実技演習	★	実技	2					
	器楽実技演習	★	実技	2					
	学部開設科目			～4					

音楽学専攻 作曲専修

履修区分	授業科目名		授業区分	1年次		2年次		修得単位数	
				前期	後期	前期	後期	小計	合計
必修科目	作曲実習Ⅰ	☆	実技	6				18	30
	作曲実習Ⅱ	☆	実技			6			
	作曲演習Ⅰ	☆	演習	2					
	作曲演習Ⅱ	☆	演習			2			
	課題演習	☆	演習			2			
選択必修科目	西洋音楽史研究	☆	講義			4		4	
	楽曲分析研究	☆	講義		2				
	論文作成法	☆	講義	2					
選択科目	専門関連実技演習Ⅰ	☆	実技	2				8	
	専門関連実技演習Ⅱ	☆				2			
	コンピュータ音楽応用研究		演習	2					
	楽曲構造特殊研究	☆	講義	2					
	音楽様式論		講義	4					
	音楽学特殊研究A		講義	2 (後期)					
音楽学特殊研究B		講義	2 (前期)						
自由科目	学部開設科目			～4					

■別表第3(第4条の2関係) 造形芸術研究科開設科目

科 目	単 位	学 期	備 考
比較芸術学特殊研究A	2	前期	
比較芸術学特殊研究B	2	前期	
民族芸術文化学研究A	2	前期	
民族芸術文化学研究B	2	後期	
日本芸術文化学研究A	2	前期	
日本芸術文化学研究B	2	後期	
東洋芸術文化学研究A	2	前期	
東洋芸術文化学研究B	2	後期	
琉球歌謡論研究A	2	前期	
琉球歌謡論研究B	2	後期	
民族芸術文化史特論	2	後期	
比較民俗学研究A	2	後期	
比較民俗学研究B	2	後期	
東南アジア文化研究A	2	前期	
東南アジア文化研究B	2	後期	
比較美学研究A	2	前期	
比較美学研究B	2	後期	
映像論	2	前期	
舞台美術論	2	後期	

■別表第4(第9条関係) 教職課程表

専修免許状	科 目	必 要 単 位 数	舞 台 芸 術 専 攻	演 奏 芸 術 専 攻	音 楽 学 専 修	作 曲 専 修
中学校教諭専修免許状 (音楽) 高等学校教諭専修免許状 (音楽)	各専修必修科目 (★)	24	24	4	4	0
	各専修選択科目 (☆)		6	26	36	30